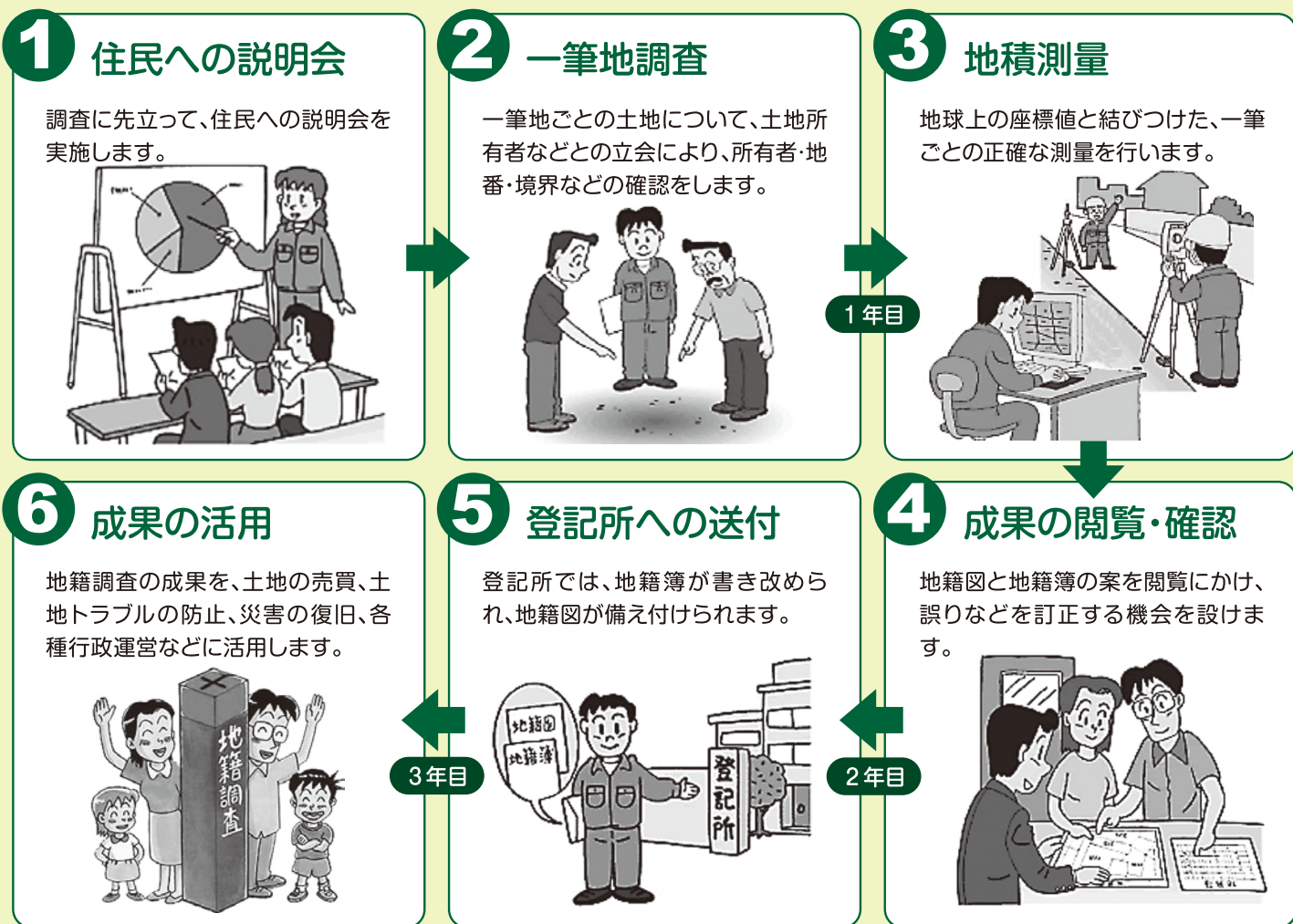
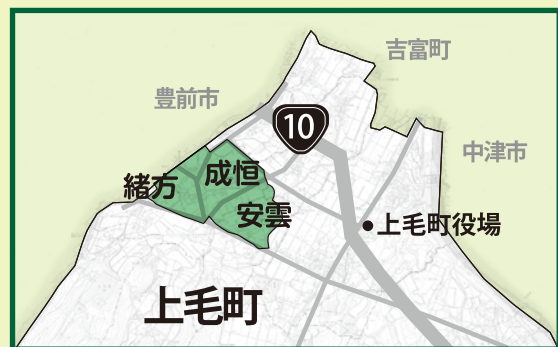


地籍調査の進め方



今年度の上毛町地籍調査事業概要

- 調査地区 9-7計画区
大字成恒、安雲、緒方の各一部(右図)の0.42km²
- 調査時期 現地調査 平成27年9月下旬~12月
測量 平成28年1月~3月
- 説明会 対象 調査地区内の土地所有者
日時 7月18日(土)19:00~
7月19日(日)14:00~
場所 げんきの杜大ホール



地籍調査にご協力ください

現在、町が行っている調査は、土地改良事業を行った区域を除く約5.3km²で、前回の調査時期が古く、現地との誤差が大きいのと思われる地区です。平成21年度から新吉富地区の平野部を対象に行っており、昨年までに3.33km²の現地調査を実施しました。

今年度は7年目となり、大字成恒、安雲及び緒方の各一部(0.42km²)の現地調査を実施します。

皆さんには境界立会や隣地との境界の確定など面倒な事も多くありますが、今回の地籍調査は、今後のまちづくりの基盤となるものであり、また、皆さんの大切な財産を後世に残していくために必要な事業ですのでご協力をお願いします。



●問い合わせ先
産業振興課 農地係
TEL 7233111(内線185・187)

新しいまちづくりを 目指して

大切な土地を安心して次の世代へ引き継ぐために

地籍調査事業の取組み

地籍調査とは

地籍調査とは、国土調査法に基づき行われる調査の一つです。一筆ごとの土地について、その所有者・地番及び地目を調査し、境界・面積について測量を行い、その結果を現地につけた地図「地籍図」及び簿冊「地籍簿」として作成するものです。

近年の地籍調査は、GPS※衛星などを利用した高精度な測量技術により行われます。

※GPSとは、地球上の現在位置を測定するシステム。

地籍調査の必要性

上毛町では、昭和30年代から昭和40年代にかけて地籍調査事業を実施しています。

一部の地域では、調査年代も古く法務局に備え付けられている「地籍図」や「地籍簿」が、実際の土地の形状や現在の情報と合わないことがあるなど、土地の取引や事業開発に支障をきたしたり、境界についての争いの原因となることもあります。

こうした問題をなくし、土地を有効に活用するために、現在法務局に備え付けられている地籍図を修正し、正確な「地籍図」や「地籍簿」にする必要があります。

地籍調査のメリット

- ☺境界をめぐるトラブルの未然防止に役立ちます
土地所有者間で合意のうえ確認された境界をもとに「地籍図」を作成することから、土地の境界をめぐるトラブルの発生を未然に防止することができます。
- ☺登記事務の一部について、所有者に代わり行えます
土地所有者などの同意が得られれば、分筆や合筆などの登記事務を所有者に代わり、行うことができます。
- ☺災害の復旧に役立ちます
地震・土砂崩れなどの災害が起きて自分の土地がわからなくなってしまうことも、地球上の座標値に基づき、元の位置を容易に復元することができ、迅速な災害復旧に役立ちます。
- ☺公共事業の円滑化に役立ちます
地籍調査を実施していると、土地の境界確認などが簡単にできるため、公共事業を実施する際の事前調査や測量に要する時間及び経費などが削減され、事業期間の短縮や事業実施の円滑化が図られます。
- ☹境界が決まらない場合は筆界未定となります
今回の調査において隣接する土地との境界が決まらない場合は「筆界未定」となり、個人で境界を確定しようとするには多額の費用と労力が必要となります。



特集

まちづくりの現場から

このコーナーは、上毛町第1次総合計画に掲げられた目標を表現するために、町が取り組んでいる事業のプロセスや課題などを毎月シリーズで紹介するものです。

今月は、「地籍調査事業の取組みの現場からお届けします。」